

平成二十一年四月三日受領
答弁第一四八号

内閣衆質一七一第二四八号

平成二十一年四月三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件に係る情報のリーク等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件に係る情報のリーク等に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の「検察庁による捜査の進捗状況等の情報を、検察庁が新聞社等の各報道機関に流すこと」及び「ある刑事事件に関する情報」の意味するところが必ずしも明らかでないので、お答えすることは困難である。

二について

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第四十七条には、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」と規定され、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百条第一項には、「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」と規定されている。

三及び四について

前回答弁書（平成二十一年三月二十四日内閣衆質一七一第二一一号）一から三までについて述べたとおり、検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報を外部に漏らすことはないものと考えている。